

平成 20 年 4 月 24 日

各 位

会社名 株式会社バンテック・グループ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 篠田 紘明
(コード番号：9382 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 小田 順理
T E L 0 4 5 - 4 1 0 - 0 8 4 4

子会社における訴訟の判決に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社バンテック（以下、バンテック社）は、株式会社ノジマ（以下、ノジマ社）から平成15年3月12日付で提起を受けておりました訴訟について、横浜地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 子会社の名称 商号 株式会社バンテック
本店所在地 神奈川県横浜市西区花咲町六丁目 145 番地
代表者氏名 代表取締役社長 山田 敏晴

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社の連結子会社である株式会社バンテック（以下、バンテック社）は平成15年3月12日付にて株式会社ノジマ（以下、ノジマ社）から横浜地方裁判所に訴訟の提起を受けておりました。

これは、平成9年4月21日付で締結された両社間の業務委託契約（契約期間は契約締結日から平成14年4月20日までの5年間で、バンテック社がノジマ社の取扱商品を同社店舗へ出荷・配送業務を行うもの）につき、業務開始後4年以上経過した時点で、ノジマ社が従来バンテック社に対して支払ってきた業務委託料の計算方法が誤っていたとの一方的な主張による過払い分の返還及び契約の解消・損害賠償等として総額6億5百万円（その後、訴訟額の算定に誤りがあつたとして、訴訟額を5億4千3百万円に引き下げ）及び金利の支払いを求めてきたものであります。

一方バンテック社は、平成15年5月28日付でノジマ社に対し、当該業務委託契約に従った業務委託料及び一方的な中途解約に係る違反金並びに金利の支払い等、総額4億9千8百万円の支払を求めて、横浜地方裁判所に反訴の提起をしておりました。

3. 判決の日 横浜地方裁判所 平成20年4月24日

4. 主な判決内容

- (1) ノジマ社は、バンテック社に対して約4億6千1百万円並びに金利を支払うこと。
(2) 訴訟費用については、本訴反訴を通じてこれを20分し、その1をバンテック社の負担とし、残りをノジマ社の負担とする。

5. 今後の見通し

今後ノジマ社による控訴の可能性はありますが、控訴された場合であっても、引き続きバンテック社の主張が認められるよう努める所存であります。

なお、現時点において当社の業績に与える影響はございません。

以 上